平成２５年（フ）第１３２号
沖縄県沖縄市八重島２丁目12番１号　県営八重島高層住宅２棟702号
債務者　喜納加那子（旧姓宜志）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３５号
沖縄県中頭郡読谷村字長浜1779番地３
債務者　與那覇　司
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２４号
熊本県上益城郡山都町二瀬本1476番地
債務者　甲斐　里美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第２５号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1480番地
債務者　藤川　利通
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第６７号
栃木県下都賀郡壬生町元町12番57号、従前の住所栃木県下都賀郡壬生町駅東町５番14号エトワール川中子203
債務者　山中　京子（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７１号
栃木県下野市烏が森２丁目８番地１　パストラーレハイツ、住民票上の住所栃木県下野市石橋1564番地　グリーン栄ハウス２―203号
債務者　一戸りり子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７７号
栃木県小山市西城南６丁目17番地６
債務者　目黒　惇也
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７９号
栃木県栃木市今泉町１丁目６番41号
債務者　野尻　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３５９号
栃木県矢板市中972番地６　セジュール・タカハシ103号、前住所栃木県さくら市草川64番地７　雇用促進住宅２号棟210号室
債務者　塚本　　敬
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３５号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目５番地２　上三川寮、前住所東京都昭島市昭和町２丁目７番３―303号
債務者　小宮山裕騎
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６号
岩手県二戸市福岡字五日町55番地
債務者　宮野　久夫
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前11時20分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１４９１号
神奈川県藤沢市朝日町４番地の15　Ｄ・Ｍニューライフ湘南211号
債務者　小川　康重
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４４号
横浜市鶴見区下末吉５丁目28番３号
債務者　西島　啓輔
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７号
北海道上川郡新得町西４条南４丁目29番地
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
愛知県豊橋市多米中町４丁目16番地２　101
債務者　コハツ　マルコ　アントニオ
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部